本号で公布された法令のあらまし

◇原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律（法律第九九号）（厚生労働省）

1　趣旨

この法律は、原爆症認定集団訴訟に関し、これを契機に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療の給付を受けるための認定に関する見直しが行われたことを踏まえ、訴訟の長期化、被爆者である原告の高齢化等の事情にかんがみ、平成二一年八月六日に関係者の間において行われた原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認の内容に基づき、原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関し必要な事項を定めるものとすることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律において「原爆症認定集団訴訟」とは、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第一一条第一項の認定の申請に係る却下の処分の取消しの訴えであって、平成一五年四月一七日から同日後同条第二項に規定する審議会等が当該認定に関する意見を述べるに当たっての新たな審査の方針が初めて定められた日の前日までの間に提起されたもの（同日までに取り下げられたものを除く。）をいうこととした。（第二条関係）

3　補助

政府は、予算の範囲内において、一般社団法人又は一般財団法人であって、原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための支援を行う事業（以下「支援事業」という。）を行うもの（以下「支援事業実施法人」という。）に対し、支援事業に要する費用の一部を補助することができることとした。（第三条関係）

4　基金の設置等

3により補助金の交付を受ける支援事業実施法人は、支援事業に関する基金を設けるものとし、3により補助を受けた金額をもって当該基金に充てるものとすることとした。この場合において、当該支援事業実施法人は、支援事業に要する費用に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額を3により補助を受けた金額に加えることができることとした。（第四条関係）

5　施行期日等

㈠　政府は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第一一条の認定等に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二項関係）

㈡　この法律は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇港湾法施行令の一部を改正する政令（政令第二七八号）（国土交通省）

1　開発保全航路のうち備讃瀬戸航路の区域を変更することとした。（別表第二関係）

2　この政令は、平成二一年一二月一六日から施行することとした。

◇航空法施行令の一部を改正する政令（政令第二七九号）（国土交通省）

1　百里飛行場における航空交通管制業務に関する国土交通大臣の権限の防衛大臣への委任の範囲を変更することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成二二年三月一一日から施行することとした。

◇子ども・若者育成支援推進法の施行期日を定める政令（政令第二八〇号）（内閣府本府）

子ども・若者育成支援推進法（平成二一年法律第七一号）の施行期日を平成二二年四月一日とすることとした。

◇子ども・若者育成支援推進本部令（政令第二八一号）（内閣府本府）

1　本部の庶務を、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理することとした。（第一条関係）

2　この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、子ども・若者育成支援推進本部長が本部に諮って定めることとした。（第二条関係）

法律

原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十二月九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第九十九号

原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、原爆症認定集団訴訟に関し、これを契機に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に基づく医療の給付を受けるための認定に関する見直しが行われたことを踏まえ、訴訟の長期化、被爆者である原告の高齢化等の事情にかんがみ、平成二十一年八月六日に関係者の間において行われた原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認の内容に基づき、原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「原爆症認定集団訴訟」とは、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十一条第一項の認定の申請に係る却下の処分の取消しの訴えであって、平成十五年四月十七日から同日後同条第二項に規定する審議会等が当該認定に関する意見を述べるに当たっての新たな審査の方針が初めて定められた日の前日までの間に提起されたもの（同日までに取り下げられたものを除く。）をいう。

（補助）

第三条　政府は、予算の範囲内において、一般社団法人又は一般財団法人であって、原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための支援を行う事業（以下「支援事業」という。）を行うもの（次条において「支援事業実施法人」という。）に対し、支援事業に要する費用の一部を補助することができる。

（基金の設置等）

第四条　前条の規定により補助金の交付を受ける支援事業実施法人は、支援事業に関する基金を設けるものとし、同条の規定により補助を受けた金額をもって当該基金に充てるものとする。この場合において、当該支援事業実施法人は、支援事業に要する費用に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額を同条の規定により補助を受けた金額に加えることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（検討）

2　政府は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十一条の認定等に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

厚生労働大臣　長妻　昭

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令

港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十二月九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百七十八号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四号を次のように改める。

四　備讃瀬戸航路

(1)から(35)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(35)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち(36)から(40)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(36)に掲げる地点と(40)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域